

品川区文化スポーツかがやき顕彰要綱

制定 平成23年2月 8日 区長決定
要綱第9号
改正 平成27年2月 9日 部長決定
要綱第38号
改正 平成31年2月27日 区長決定
要綱第27号

(目的)

第1条 この要綱は、区民の文化芸術・スポーツ活動の功績を称え、広くそれを周知し、地域の祝賀ムードを盛り上げることで、区民同士のつながりを深め、地域のにぎわいと活性化を図ることを目的とする。

(顕彰の対象)

第2条 顕彰の対象は、区内に在住、在勤および在学しており、主たる活動の拠点が区内である個人または団体とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 官公庁またはこれに準ずる団体等が主催する「全国的な規模以上」の大会等（以下、「全国規模大会」という。）に出場・参加が決定、または入賞以上の成績を収めたもの

(2) 官公庁またはこれに準ずる団体等が主催する「都大会規模」の大会（以下、「都規模大会」という。）で優勝した中学生以下であるもの

(3) 品川区が主催する少年少女スポーツ大会であって「区長杯」または「教育長杯」で優勝したもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が適当と認める個人または団体

2 受賞当時に区外在住の場合でも、区とのゆかりの深浅等によっては顕彰の対象とする。

3 第1項第1号または第2号の場合において、事前に予選、選抜等が行われない競技会または民間企業等が主催するイベント的要素の高い大会等は、全国規模大会または都規模大会に含まれないものとする。

(顕彰の内容)

第3条 顕彰の内容は以下のとおりとする。

(1) 懸垂幕・横断幕等を掲出する。

(2) 区の広報媒体を活用し、功績等を広く知らせる。

(懸垂幕・横断幕の掲出)

第4条 被顕彰者（懸垂幕・横断幕作成対象者）は、推薦者が区へ提出した被顕彰候補者推薦書（第一号様式または第二号様式）について、第2条に基づく審査・協議を経て、区長が決定する。

(顕彰の時期)

第5条 顕彰は、随時行うものとする。

(顕彰の事務)

第6条 顕彰に関する事務は、文化スポーツ振興部文化観光課において行う。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別で定める。

付 則

この要綱は、平成23年3月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

第一号様式

被顕彰候補者推薦書（個人用）

年 月 日現在

ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)
現住所	〒 ー ☎ () ー		
企業名 学校名等	※企業は所属部署・学校は学年およびクラスも明記		
具体的な 功績の内容			
掲出 希望	掲出 内容	横断幕 ・ 懸垂幕 いずれかに○を付けてください。	
	掲出 希望 期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()	

申請者	団体名	
	氏名	
	住所	〒 ー
	連絡先	☎ () ー

第二号様式

被顕彰候補者推薦書（団体用）

年 月 日現在

ふりがな 団体名		設立年月日	年 月 日
所在地	〒 ー ☎ () ー		
代表者 職氏名			
具体的な 功績の内容			
掲出 希望	掲出 内容	横断幕 ・ 懸垂幕 いずれかに○を付けてください。	
	掲出 希望 期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()	

申請者	所 属	
	氏 名	
	住 所	〒 ー
	連絡先	☎ () ー